

平成 30 年度愛媛県行政書士会松山支部定時総会議事録

日 時 : 平成 30 年 5 月 12 日 (土) 午後 2 時 30 分から午後 5 時まで
場 所 : ホテルマイステイズ松山
支部会員総数 : 268 名
出席者数 : 153 名 (当日出席者 50 名、有効な議決権行使書提出者 103 名)
(無効な議決権行使書 6 通)

議 事

【司会者：宇都宮亮介理事（以下、司会者）】

皆さん、こんにちは。本日は、ご多忙の中、平成 30 年度愛媛県行政書士会松山支部定時総会のご出席、ありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきます、理事の宇都宮亮介でございます。皆様方のご協力を得て、本日の定時総会が円滑に進行できますよう努めてまいりますので、ご支援のほど、よろしく願いいたします。

なお、携帯電話につきましては、電源をお切りになるか、マナーモードに設定して、会場内での通話をご遠慮ください。喫煙場所につきましては、出口を出られて突き当たりでございますので、そちらでお願いします。また、懇親会に出席されないでお帰りになる際には、名札を受付までご返却ください。本日の予定は、午後 5 時までの審議、午後 5 時半から懇親会となっております。駐車場料金につきましては、指定駐車場は 3 時間までは無料となっております。本日ご持参いただきました議案書について訂正がございますので、支部長の久保から説明させていただきます。

【久保美代子支部長（以下、支部長）】

支部長の久保です。今回の総会に先立って議案書をお送りさせていただきましたが、その後、一部、訂正がありましたので、今回は、正誤表とかでちょっと分かりづらいので、新たに新しいものを作って、ちょっと説明させていただきます。ただし、内容、議案書の中身自体が変わるものではありませんので、それだけ、お知らせしておきます。

(修正箇所を説明した)

以上です。これだけあったので、正誤表ではちょっと対応し切れないので、もう一度、新しいものをさせていただきました。よろしく申し上げます。

【司会者】

それでは、開会の言葉を、東洋一副支部長お願いします。

【東洋一副支部長】

皆さん、こんにちは。副支部長の東です。本日は支部総会、お集まりいただきましてありがとうございます。ただ今より、平成 30 年度愛媛県行政書士会松山支部の定時総会を開会いたします。皆さん、よろしくお願ひいたします。

【司会者】

続きまして、物故会員に対して黙とうをささげます。烏谷存理事よろしくお願ひします。

【烏谷存理事】

お手元の議案書の 52 ページをご覧ください。平成 29 年度、松山支部におきまして 3 名の方が亡くなっておられます。お名前の方を読ませていただきます。西岡源房様、武智栖碩様、柴田昌彦様、ここに謹んで哀悼の意を表し黙とうをささげたいと思います。それでは、皆様方ご起立をお願いいたします。黙とう。

どうぞ、お直りください。ご着席ください。

【司会者】

それでは、支部長よりご挨拶を申し上げます。

【支部長】

皆様、こんにちは。支部長の久保です。開会に先立ちまして、今回、松山支部にとってもうれしいニュースが飛び込んでまいりました。私たちの大先輩である、仙波十三夫先生が黄綬褒章を受章されました。これは素晴らしいことだと思います。もしよろしければ、ちょっと一言お願いできたらと思います。突然で申し訳ありません。

【仙波十三夫会員】

どうも、皆様、こんにちは。何か宝くじに当たったような感じもするんですけども、本当に、皆様のおかげで、黄綬褒章を受章するようになりましたので、ありがたく受け止めたいと思ひまして。火曜日に式がございますので、そちらの方へ行って初めて本当の感動が湧くのではないかなあというように思ひたりして、今、ここで話しとるんですが。どちらにしましても、本当に、皆さんの

温かいご鞭撻、ご支援いただいたおかげで私がここにおれるんだなということをつくづく感動しております。身に余るありがたいことですので喜んでおり、また帰りましたらご報告したいと思っておりますので、今日はそういうことで終わりにしたいと思います。本当に、皆さん、ありがとうございました。

【支部長】

ありがとうございます。突然の振りにも怒られないで、お言葉をいただきまして、ありがとうございます。こういうふうには、長年、行政書士のお仕事に尽力された方っていう方が受章されるっていうことだと思うんですけど、私たち行政書士っていうのは、地域密着型っていうか、一番そうじゃないかと思うんです。他士業、いろいろありますが、幅広い業種、幅広いお仕事の種類っていうか、そういうものに携わることが多いと思うので、もう地域に密着して、住民の方、市民の方と行政との懸け橋、そこをどう調整していくかっていうことに尽力されてこられたとは思っています。

私たちも、松山支部として何をすべきか、本会が、全体のこととか、東京との、総務省とか、そういう所との連絡、パイプ役、全体のことを考えて事業をされてると思いますが、松山支部っていうのは何をすべきかっていうのを常に考えながら私たちは事業をやらせてもらってます。そのためには、行政と、仲良くではないんですけど、意見交換もしながら、いろいろ協力し合って推し進めていくっていうことが大切じゃないかと、日頃、考えております。そうして、広報活動、いろんなことをさせてもらってます。

それには、皆様のご意見、私たちがやってることが、正しいっていうか、いろんなご意見があると思うんですけど、10人の役員で協議しながら、理事会で協議しながら、こういう方向へ向かっていこうっていうことを決めて進んでおりますが、皆様の協力がなければ何もできないことなので、忌憚ないご意見を日頃からいただきたいと思っております。この総会っていうのは、そういう1年間の総括の場じゃないかと思っておりますので、建設的なご意見を賜りたいと思っておりますので、どうぞ、今日はよろしく願いいたします。

【司会者】

本日、愛媛県行政書士会会長、山本大樹様にご臨席いただいておりますので、ご挨拶を頂戴したいと思います。山本会長、よろしくお願い申し上げます。

【山本大樹愛媛県行政書士会会長（以下、山本会長）】

皆様、こんにちは。来賓と呼ばれると、すごい、むず痒い感じがしますが、昨年の6月に、愛媛県行政書士会の会長に選出をさせていただきまして、この

場に立てることをちょっとうれしく思っております。先ほど、久保支部長の方からもお話がありましたけど、このたび、仙波十三夫先生が黄綬褒章の栄に浴されるということで本当におめでとうございませう。来週 14 日から、先生の方も東京に行かれて、15 日に天皇陛下に拝謁ということになっておりますが、その後、行政書士会連合会の方の祝賀会もございまして、そちらの方は私も同席させていただきますまして、一緒にお祝いをしてきたいというふうに思っております。また、ご報告の方はさせていただきますらと思ひます。

さて、私も、昨年 6 月に、会長をさせていただきますまして、1 年がたちました。それまで、いろんなお役は本会の方でさせていただきますまして、ずっと見てきたわけですが、見るとやるとでは大違ひのところもありまして、なかなか、1 年目、戸惑うところも多かつたかと思ひます。その中で、支部の皆様、そして、多くの会員の皆様と、あと、役員の皆様に支えられまして、どうにか 1 年間、無事にとひるか、大きな問題もなく過ごして行くことができました。

昨年度の事業について、少しご報告をさせていただきますと、平成 28 年より進めてまいりました、災害時における被災者支援協定、松山市を皮切りに、県内 20 市町との協定なんです、おかげさまをもちまして、今年の 1 月 17 日、四国中央市との協定をもちまして全 20 市町との締結が終わりました。これは、締結で終わりではなく、ここからスタートになります。いざ災害が起こったときには、会員の皆様にもご協力をいただくことになろうかと思ひますので、その節、ないことが一番ではございませう、なつたときのために、我々に何ができるかということ常々考えていただきますまして、また、その際にはご協力をいただきますらというふうに思ひます。

また、先日、このことにつきまして、愛媛県知事の方にも、「20 市町、全部と締結しました」といふ、ご報告をさせていただきますまして、また、その席で、「愛媛県との協定も結ばせてほしい」といふことをお話ししましたら、「それは是非に」といふお言葉も頂戴いたしまして、今、愛媛県との協定に向けても協議が始まつたといふところをご報告させていただきますらと思ひます。

それから、行政書士の制度の方に関わることにつきましては、3 年目を迎えました、特定行政書士制度、こちらの方も、年々、受講者の方、頑張つてやっいただきますまして、昨年度は、8 名の方が受けられて、7 名の方が特定の付記を受けました。私も、遅ればせながら、昨年、2 回目の試験でやつと合格することができまして、ありがたく特定の付記を受けることができました。現在、愛媛県では 35 名の者が特定の付記を受けておりますが、まだ、この制度、始まつたばかりで、どういふふうに使つていいのか分からないといふところがありますが、せつかくこういふふうにして我々が法改正によつて勝ち取つた権利でございませう。皆様も、これからどしどしと受けてもらひまして、特定行政書士

がどんどん増えることによって我々の業務範囲も広がるというふうに思っておりますので、是非とも、皆さん、チャレンジしていただいたらというふうに思っております。

その他、昨年は、法改正とか、制度改正等もありまして、いわゆる法定相続情報証明制度ですとか、あと、今年の3月から、もう受け付けが始まっておりますが、6月15日に施行されます、民泊新法、こういった法改正もありました。そして、丁種封印制度ですとか、来年1月には、OSSも、愛媛県で始まるということで、いろいろ、我々行政書士にとっての環境っていうのは目まぐるしく変化しておりますが、その波に負けないように、そして、この新たな制度の改正とか、法改正っていうのを、我々のチャンスとするために、我々も、日々、そういう事業にまい進したいというふうに思っております。

ちょっと本会の方の総会でしゃべらないといけないことをここで半分以上しゃべってしまいまして、また新たに次のご挨拶を考えないといけないと思います。後の半分は総会の方にとっておくということで。あと、すいません、最後にちょっとだけ、ご報告がありまして。事務局の職員なんですけど、昨年4月に入社いただきました、村上さんなんですけど、残念ながら、4月30日をもって、結婚ということで、寿退職という形になりました。新たに4月1日より、鈴木さんという、事務局の職員の方が、今、勤務しております。まだ始まったばかりで不慣れなところもありまして、皆様にご迷惑をおかけするようなこともあるかと思いますが、優しく接していただきまして長く勤めていただけるように、皆様も温かい目で見守っていただけたらというふうに思っております。

最後になりましたが、本日の定時総会の労を執っていただきました、久保支部長他、執行部の皆さんに感謝を申し上げまして、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。本日はおめでとうございます。

【司会者】

続きまして、新入会員のご紹介に移ります。永易里香理事よろしくお願ひします。

【永易里香理事】

それでは、議案書の51ページをご覧ください。本日も出席の新入会員の皆様は、恐れ入りますが、前の方にお並びください。

それでは、順次、お名前を紹介させていただきます。

(51ページ掲載の新入会員9人を読み上げ)

それでは、ここで、お一人ずつ簡単に自己紹介をお願いいたします。

(栗田知昭会員、松金佐季会員、加地雅臣会員、大西英一郎会員、露口弘惠会員、寺浦篤会員の順に自己紹介)

ありがとうございました。新入会員の皆様のご活躍を祈念して、皆様盛大な拍手をお送りください。

それでは、ここでちょっと記念撮影をしますので、そのまま、お願いします。

(写真撮影)

ありがとうございました。

【司会者】

愛媛県行政書士会松山支部規則第 13 条第 1 項及び第 2 項により、支部総会は支部個人会員をもって構成し、支部個人会員の 3 分の 1 以上の出席がなければ会議を開くことができない。この場合において議決権を行使した支部個人会員は出席したものとみなすとあります。3 月 31 日現在、議決権を有する支部個人会員総数は 268 名であり、会議の定足数は 90 名以上であります。本日 14 時 30 分現在の出席会員数は 50 名です。議決権行使書を提出した会員数は 109 名で、有効な議決権行使書が 103 通、無効な議決権行使書が 6 通です。無効な議決権行使書の内訳を申し上げます。賛否の記載があるも署名押印がないもの 1 通、署名押印はあるが賛否の記載のないもの 3 通、署名押印、賛否の記載はあるが鉛筆書きのもの 1 通、締切り後の消印で届いたもの 1 通、以上になります。なお、各議案の賛否数につきましては、それぞれの議事の中でお知らせします。従いまして、出席者と出席とみなされる議決権行使書提出者を合わせた、出席個人会員総数は 153 名であり、定足数を満たしておりますので、本総会は有効に成立していることを、ここにご報告いたします。

続きまして、議長の選任に移ります。総会の議長は、支部規則第 19 条第 1 項により、支部総会において選任する、とあります。議長の選任方法について、いかが取り計らいましょうか。

(出席会員から司会者一任の声)

出席会員より、「司会者一任」とのご提案をいただきましたが、ご異議ございませんか。

(出席会員から異議なしの声)

それでは、司会より、東悟会員を議長候補として提案させていただきます。ご異議ございませんか。拍手をもってご承認いただけますでしょうか。

(一同拍手)

拍手多数をもって東悟会員を議長に選任いたしました。それでは東悟会員、議長席にご登壇ください。これより議事進行を議長にお願いいたします。

【議長：東悟（以下、議長）】

皆さん、こんにちは。

失礼します。ただ今、議長に選任されましたので、大役ではございますが、務めさせていただきたいと思っております。最初に、ご挨拶いたします。高い所から失礼いたします。本日もご出席の皆様は、私より議長として適任の方ばかりではございますが、ご推挙をいただきましたので、僭越ではございますがお引き受けいたしました。会員の最高の意思決定機関である総会の議長を仰せつかり、身の引き締まる思いでございます。この会を実りあるものとするためには、ご参加の皆さんのご協力をいただき、議長としての任を全うしたいと思います。どうか最後までよろしくお願い申し上げます。

ところで、愛媛県行政書士会松山支部規則第19条第2項において、議長は副議長を1人指名できるとあります。議長として不慣れでございますので、副議長を指名したいと思います。木口雅貴会員副議長をお願いいたします。木口会員には総会のスムーズな運営のため議長の相談役としてご協力をお願いいたします。木口副議長よりご挨拶いたします。

【副議長：木口雅貴（以下、副議長）】

皆さん、こんにちは。

副議長に指名されました木口雅貴です。微力ではございますが、議長をサポートし、この会が有意義な総会となるよう精一杯務めてまいりますので、ご協力よろしくお願いいたします。

【議長】

ここからは着席して進行させていただきます。定足数に関する報告。本総会の定足数及び総会成立につきましては、先ほど司会者から報告がありましたので、これを援用し省略させていただきます。次に、議事進行について説明しま

す。議案審議に入る前に議長から何点かご提案とお願いがあります。まず、本日の議案ですが既にお配りしてあります平成 30 年度定時総会議案書に記載のとおり、第 1 号議案 平成 29 年度事業報告について、第 2 号議案 平成 29 年度決算報告について、監査報告、第 3 号議案 平成 30 年度事業計画（案）について、第 4 号議案 平成 30 年度予算（案）について、第 5 号議案 愛媛県行政書士会松山支部における支部役員の選任及び本会役員等の選出に関する規程の改正案について、報告事項 1 として、愛媛県行政書士会松山支部選挙管理委員会施行細則の改正について、報告事項 2 として、愛媛県行政書士会松山支部選挙事務取扱要領の廃止について、以上の 5 件が提案されております。本日の議事日程ですけれども、総会の日程は、会場の都合で午後 5 時までとなっております。この後、議事の審議に入り、5 時までには終了していただく予定です。限られた時間の中での審議になりますが、ご参加の皆様のご協力をお願いいたします。なお、途中、時間を見計らって休憩を取りたいと考えています。このような議案の順序及び日程で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

（一同拍手）

審議について、愛媛県行政書士会松山支部総会運営規定では、第 13 条第 2 項において、議長はあらかじめ招集通知に示された順序に従い議題を付議するとあります。そこで、1 議題の付議通知、2 議案の趣旨説明、3 議案に対する質疑応答、4 採決の順に議事を進めなければならないことになっています。そこで、本総会では、事業報告と決算報告、そして、監査報告は関連がありますので一括付議し、質疑応答の後、議長団の方で機が熟したと判断した段階で個別に採決したいと思えます。

次に、30 年度事業計画と予算につきましても相互に関係がありますので、第 3 号議案、第 4 号議案を一括付議し、質疑応答の後、議長団が機が熟したと判断した段階で個々に採決いたします。その後、第 5 号議案について付議し、議案審議、採決を行います。報告事項 1 及び 2 については、5 号議案採決の後ご報告をいたします。なお、現時点では、第 4 号議案採決後に休憩を取りたいと考えております。以上のとおり、議長として議事の進行を提案させていただきます。以上のような進行で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

（一同拍手）

【議長】

ここで議事録署名人の選任を行います。支部規則第 20 条に支部総会の議事に

については議事録を作成しなければならないこと、また、議事録には議長と議事録署名人2人以上が署名しなければならないことが定められ、同条第3項で、議事録署名人は議長が指名するとされております。そこで、議長の方で議事録署名人を指名させていただきます。山岡泰三会員、坂本武会員、このお二人に議事録署名人となっていただきたいと思っております。お諮りします。このお二人に議事録署名人になっていただいでよろしいでしょうか。

(一同拍手、山岡泰三及び坂本武の両会員、承諾の意思表示)

【議長】

山岡会員、坂本会員、議事録署名人よろしく申し上げます。

ここで、発言についてご注意をお知らせします。議案審議に当たり、皆様からご発言をいただくわけですが、議事録作成の都合がありますので、次の順序でご発言ください。まず、挙手をお願いします。次に、議長の許可を得て、質問席、答弁席のマイクの前でお名前を名乗った後、ご発言いただくようお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。第1号議案、第2号議案、監査報告を一括付議させていただきます。執行部及び監事さん、ご説明をお願いします。

【東副支部長】

議長

【議長】

はい、東副支部長。

【東副支部長】

はい。それでは、まず始めに平成29年度の事業報告をさせていただきます。議案書お手元の3ページの方をご覧ください。事前にご覧いただいていると思いますので、要点のみかいつまんでご説明をさせていただきます。

まず、1事業の概要。平素は愛媛県行政書士会松山支部の活動についてご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。おかげをもちまして、平成29年度の事業も、支部会員の皆様のご協力により、充実した施策を実施することができました。平成29年度事業の基本方針として、昨年 の 定 時 総 会 に お いて、以下の4項目を定め、その実施に当たりました。

- ①業務拡充のための渉外活動
- ②業務研修の充実

③会員間の融和

④行政書士の責務として信用又は品位を害する行為の防止

以上、4項目であります。

平成29年度に実施した事業の概要は以下のとおりです。まず、定時総会ですが、昨年度29年5月13日土曜日、ホテルJALシティ松山で実施いたしております。次に、理事会ですが、ご覧のように計6回開催をいたしております。

次に、研修会・交流会ですが、まず、第1回の研修会を平成29年度7月27日の木曜日に開催をしております。場所は愛媛県行政書士会館で、テーマの方は、一歩進んだ創業支援「創業融資申請」ということで、～日本政策金融公庫が教える創業融資のポイント～というふうなことで、講師の方を日本政策金融公庫の松山支店の支店長さん、同じく融資第2課長さん、同じく課長代理さん3名にお願いをして実施をいたしました。参加者の方は26名でした。次に、第1回の交流会ですが、研修会の後に行いました。同じく平成29年7月27日木曜日に実施しております。場所の方は、ご覧の場所で開催をいたしました。参加者は24名、内新入会員が1名と、先ほどの、講師をしていただいた、政策金融公庫の支店長さんをはじめ3名の講師の方もご出席をいただきました。

次に、第2回の研修会、これは、平成30年2月23日金曜日に実施しております。場所は愛媛県行政書士会館、テーマは、「行政書士の一歩進んだICT活用術～事務所で、外出先で。情報と時間を有効に活用するワザ～」というふうに題しまして、講師の方は株式会社ルートソリューション代表取締役の池田様をお願いをいたしました。参加者の方は19名でした。次に、第2回交流会ですが、同じく研修会の後に実施をいたしました。2月23日金曜日ですね。場所はこちらの会場です。参加者23名で、新入会員の方が1名、それと講師の方にも出席をいただいております。

続きまして、無料相談会についてですが、まず、10月の広報月間に実施いたしましたものについてご報告いたします。まず、松山会場ですが、これは平成29年の10月18日の水曜日、松山市役所の11階大会議室で実施しております。相談員は延べ19名の方にご協力いただきました。相談件数ですが、19件でした。延べ23件ということがかつこで書いてありますけども、お一人の方で複数件ご相談をされたということがありますので、このような数字になっております。相談内容の内訳ですが、ご覧の資料のとおりです。

次に、北条会場、こちらは平成29年10月25日の水曜日に実施いたしました。松山市役所北条支所北条コミュニティセンターこちらで実施しております。相談員は延べ5名で対応いたしました。相談件数は5件でした。内訳についてはご覧のとおりです。

次に、毎月開催している無料相談についてご報告をさせていただきます。ま

ず、東温市の無料相談会、これは毎月第3水曜日に開催をさせていただいております。ご覧のとおり、計7回実施いたしまして、相談件数は11件でした。

次に、伊予市の無料相談会、こちらは毎月第2金曜日に実施をしております。5ページの方ですが、計4回実施させていただきまして、相談件数は計8件というふうになっております。

次に、松前町の無料相談会、こちらは毎月第1木曜日に実施をさせていただいております。ご覧のとおり、年間計7回実施しております、総相談件数は10件でした。

続きまして、今年度より新規事業として始めました外国人の無料相談会についてご報告をさせていただきます。こちらは毎月第2水曜日に実施しております、まつやま国際交流センターで実施しております。今年度、計5回、実施させていただきまして、相談件数は9件でございます。

次に、松山支部便りを発行をいたしました。ご覧のとおり、9月と3月の年2回、発行をさせていただいております。次に、支部からのお知らせですが、研修案内、交流会の案内等、封書でお送りさせていただいているメール便を年5回発送をさせていただいております。あと、メールマガジンですが、こちらも、交流会の案内、相談員の募集、その他で4回発行をしております。

支部のホームページですが、こちらは、行事の予定、研修会の開催案内、発送済みの文書、議事録等の掲載をさせていただきまして、随時更新をさせていただいております。

その他ということで、平成29年度会計監査を平成30年4月4日の水曜日に実施をいたしました。

次に、事業の項目について個別にご報告をさせていただきます。まず、1点目、業務拡充のための渉外活動ですが、こちらは、本会に協力して、中予地区の全ての農業委員会、地方局、警察署を訪問し、パンフレット、立て看板、ポスターを配布するなど、行政書士制度や行政書士業務のPR活動に努めました。あと、中予地区5市町村、松山市、伊予市、東温市、松前町、砥部町の自治体広報に、行政書士による無料相談の案内記事を掲載の依頼をいたしております。また、月1回の、東温市、伊予市、松前町の無料相談につきましては、各月の広報誌や社協だより案内記事を掲載をいただいております。

先ほど、研修のところでもお話が出ましたけれども、日本政策金融公庫松山支店様と事業の相互協力について合意をいたしました。最初の事業といたしまして、先ほどご報告させていただきました第1回研修会において、支店長さん、課長さん、課長代理さんを講師にお招きしまして、創業融資の申請をテーマとして研修会を実施いたしました。

こちら、先ほど、ご紹介させていただきましたが、公益財団法人、松山国

際交流協会のご協力によりまして、まつやま国際交流センター(MIC)において、外国人支援事業として無料相談を実施しております。本事業は、外国人の法的手続きや生活上の相談及び助言を行うことにより、外国人の生活を支援し、国際交流の進展に寄与することを目的として、本年度より新たに取組を始めました。今後とも支部会員の皆様のご協力をお願いいたします。

次、2番目の重点項目であります。業務研修の充実ということですね。先ほどと重複したことにはなりますけれども、本年度は2回の業務研修会を実施いたしまして、計45名の方にお越しをいただいております。第1回は、先ほどご案内いたしましたように、創業融資をテーマとして実施いたしました。第2回については、情報通信関連会社の社長さんを講師にお招きしまして、行政書士の情報通信機器の有効活用等をテーマで実施しております。

3番目、会員間の融和ということで、支部会員同士の連携や親睦を深めるために、交流会を2回実施いたしまして、合計47名、新入会員2名、講師の方4名で参加していただき交流を深めました。あと、サポート相談員制度という制度を設けているのですが、本年度は残念ながら利用がありませんでした。今後とも制度のPRに努めてまいりますので、また、皆様積極的な利用をお待ちしております。

4番目の重点項目の、行政書士の責務として信用又は品位を害する行為の防止ですけれども、愛媛県中予地方局建設業課建設業係と意見交換会を実施しております。会員及び補助者の業務対応や非行政書士への対応の現状について意見交換を行い、今後の対応、対策について協議をいたしました。また、この意見交換会を今後も定期的に年1回程度、実施することで合意しまして、相互に協力して、業務対応の適正化、行政書士の信用品位の保持及び非行政書士の排除に継続的に取り組んでいくことで確認をいたしました。本年度の事業報告については以上でございます。

【議長】

ありがとうございます。では、宮川会員お願いします。

【宮川晶子会計担当理事（以下、宮川理事）】

会計担当の宮川です。では、私の方から平成29年度の決算書のご報告をさせていただきます。

(宮川理事が議案書に基づいて説明)

以上でございます。

【議長】

監査報告お願いいたします。

【泉竜之祐監事（以下、泉監事）】

はい。

【議長】

はい。泉監事お願いします。

【泉監事】

監事の泉です。よろしくお願いいたします。平成30年4月4日、行政書士会館の3階におきまして、岡田監事と私泉が監査をさせていただきました。監査の結果、証拠及びその他の書類は適正に処理されております。会計は適正であることを認め、ここにご報告させていただきたいと思っております。以上でございます。

【議長】

ありがとうございます。以上で、1号議案、2号議案、監査報告の趣旨説明が終了いたしました。これより質疑応答に移ります。まず、質問のある方からお受けいたします。

ないようですので、ご意見をお受けいたします。ご意見はございませんか。
はい、山岡会員お願いします。

【山岡泰三会員】

山岡です。以前も総会で、ちょっと意見述べさせていただいたんですが、会計の表現方法が、もうほとんど旧態依然とした、これでは、せっかく活動されて、実績、それぞれ工夫されて非常によくやっていたいと思うんですけど、その辺りの評価そのものがストレートに数字になって出てこないというか。以前にも、この款項目という細目の組み替えをご提案申し上げたことがあるんですけど、これは、それぞれ細かい事業、いわゆるテーマなり何なりを、それぞれ理事会あたり、支部長さんの意向とか、理事さんの意向で、主要な事業計画、支部をどちらの方へ向けてくかとか、いろんな中身、検討されると思うんですけどね。

それらを、この予算の款項目の組み替えいかんで、動きが、この款項目は、従来からずっと、どこの、市町村の自治体、町内会とか辺りでも採用されとる

ような、大体、仕訳の仕方なんですね。それを、もう少し理事会で、いろいろ4項目ぐらい、事業テーマ、挙げられとりますけど、この、業務拡充とか、業務研修とか、会員間の融和とか、行政書士の責務のうんぬんとかいうて、4項目、4本柱がありますが、これらに基づいたような予算の使途の数字の内訳が把握できるようになれば、実効が上がってるのか上がってないのかとか、その辺り、執行部の苦労の痕跡が数字で捕捉できるわけなんですけど、今のような仕訳では、これ、全く力入れてやってるのかやってないのかいうのも評価が非常に難しいんですね。一度、この款項目の仕訳の仕方、分類の仕方、その辺りご検討されるようにご提案申し上げます。以上です。

【議長】

はい、宮川理事。

【宮川理事】

会計担当の宮川です。山岡先生、貴重なご意見ありがとうございます。すいません、以前もご提案いただいたということなんですけど、ちょっと私の、多分頭の中にしっかり残ってなかったんだと思います。ごめんなさい。でも、今のお話は、先生が言いたいことは、例えば事業だったら、もう研修事業と広報と二つに、これ、おっしゃるとおり、従来からの様式に基づいて処理をさせていただいてるんですけど、ここの研修だったら例えば研修会に関する事業に関する予算と決算、サポート相談員に関する予算と決算というのが明確に分かるように、広報だったら例えば無料相談会に関する予算決算、外国人支援に関する予算決算と例えばそれ以外とか、そんな感じで、項目別に分けて対比させた方がよく分かるという、そういうご提案と受け止めさせていただいてよろしかったでしょうか。執行部の中で、また検討させていただいて、先生の貴重なご提案が生きるようにしていきたいと私は考えているんですけど、支部長いかがでしょう。

【支部長】

はい。

【宮川理事】

よろしいですか。ありがとうございました。

【山岡会員】

すいません、よろしいですか。追加でなんですけど。

【議長】

はい、どうぞ。

【山岡会員】

すいません、たびたびで。それと、大体、この金額の割り振りなんですけど、年間予算が、大体、今、会員さんのあれからいうと、大ざっぱで380万というふうなつかみ取りができるかなと思うんですが、その中で、通常、こういった非営利的な組織の一般的な運営の予算配分っていうのは、大体3分の1が人件費、3分の1が事業費、3分の1が管理費というふうな、ざっくりとしたつかみ取りとしては、そういう構成で編成するのが基本形かなと。その上で工夫なり何なりっていう、変動が若干あるよなっていうふうなことで。

通常、繰越しの予算というのは、大体、予備費的なもんで、備品費というふうな項目で、全体予算の5パーセントから1割を超えない程度ぐらいが普通なんですけど、たまたま、4月年度から、支部交付金というのがいつ頃に入ってくるのかちょっと分からないんですけど、それまでの間、使い切ってしまうとやりくりがつかないから繰越金でというのが通常の組織の中の運営テクニックとして、会計テクニックとしてあるんですけど、ちょっと今の170万からの繰越しというのは、あまりにも、たちまち、今日辺りも、この後、懇親会があると思うんですけど、通常、新年度では、大体、懇親会辺りの、この会費が捻出できないと。会費を4月から集めてても、5月の総会ができないからいうことで、大体、繰越金を当てるとというのが通常テクニック論としてあるんですけど、それにしても、大体50、60万ぐらいあれば、やれるんじゃないかなと。

あと、支部交付金が入ってくるまでの、理事会なり何なり活動予算がどれぐらいあるのかなっていうのが、あと、プラスアルファとして入ってくるんですけど。それにしても、時期が例えば4月から始まって9月までの半期の中に支部交付金があるよなっていうことになると、半期の活動費が、プラス、総会費とが繰越金としてあればいいよなっていうことになるんで、そうすると、この繰越金の170万というのは、あまりにも大き過ぎるというふうに。もう少し繰越金を圧縮して活動予算のほうに振り分けるというか。それと、前回、提案申し上げたんですけど、役員さんの報酬あたりも、再度、私は見直ししてよろしいんじゃないかなと。

これの380万予算規模でいくと、大体、役員さんの報酬は、80、90万ぐらいまでは上げてもいいんだらうというふうに、私の経験則からいうと、予算配分の割合からいうと、言えるんですけど、その辺りも含めて、一度、事業実態を明らかにする、いわゆる見える化といいますか、そういうふうな会計手法に替

えるということと合わせて、役員さんの報酬あたりも、もう少し、事業の枠組みというのを、フレームをちょっと検討していただけたらいいんじゃないかなっていうふうには思いますが。以上です。

【支部長】

議長。

【議長】

はい。

【支部長】

支部長の久保です。貴重なご意見、ありがたく拝聴いたしました。支部の役員の報酬について、昨年から改定して、若干上げさせていただきました。実際10名でやっていってますが、非常にボランティアの状態であります。支部の事業を、徐々にいろんな方面に、私が提案してるせいもあるんですけど、広げさせてもらってます。事業報告で顕著な例が外国人なんですけど、これも増やしてもらいました。そうすると、相談報告を受けるためには、整理してもらうためには、2人のペアが必ず役員が1人は入るというようなことで、旅費日当を支給しておりますが、それは、役員じゃない相談員の方にも、当然、支給させてもらってます。それだけの問題ではなく、労力と費やす時間っていうのは多大なるものがあるので、今のご提案のように、「役員報酬を、もうちょっと、改定して、上げていいんじゃないか」というご意見は、非常にありがたいと思います。

ただ、私たちが、「ああ、そうですか」とって、ぼんと上げることは、そんな簡単なことではないと思ってますので。それと、単年度でいきますと、なかなかそんな余裕のある財政ではないと。それから、本会からの還元金っていうのは、6月か7月、もうちょっと後だったかな、ぐらいのところなんですけど。あと、この会計の処理の仕方なんですけど、こういう法人会計的なものの処理の仕方が、ちょっと私は税務にそんなに詳しくないので、経理担当は幸いに税理士でするので、協力を得ながら、相談しながら、検討させてもらいたいと思います。ありがとうございます。

【門田良公会員（以下、門田会員）】

議長。

【議長】

はい。

【門田会員】

門田です。事業計画案、予算案のところで話ししようかなと思ったんですけど、山岡会員の発言から関連がありますので、ここで発言させていただきます。一つは、この会計予算については、執行部というか、皆さん、非常に努力されて執行されてると思います。まともに執行してたら、多分、赤字だったんじゃないかならうかと思います。ということは、どういうことかといいますと、健全な松山支部の運営をするにはお金が少な過ぎるということなんです。さすれば、解決方法としては何があるかと言ったら、松山支部長として、本会に還元金なりを値上げしてくれという主張をしないと駄目だと思うんです。

どうしてそれを言うかといいますと、私、本会の副会長ですけど、副会長として松山支部の予算を増やしてほしいというふうなことは言えないんです。それは本会役員であるから言えません。これに対して提言ができるのは、支部長会議で支部長が発言するしか方法ないんです。これを是非来年度にやってほしい。私が、松山支部の会員なんですけど、本会の役員してますから言えませんので、それを是非お願いしたい。といいますのは、個人個人の、一人一人の納入金で還元金が計算されてますけど、支部助成金っていうのは、一律に20万円です。八幡浜支部、大洲支部は、約20名です。会員が20名ですので、1人当たり1万円の補助になってます。松山会員は270名近くおりますから、20万円で計算すると、恐らく、七百数十円、1人当たりになりますね。

これは、どう考えるかによって違いますけれども、もっと松山支部に対してお金を返して欲しいいうか、お金をくださいと言うて当たり前のことなんです。これを言う機会が支部長にしかないんであれば、支部長に託すしかありません。これに関連付けるわけやないですけども、本会役員と支部役員を兼任してる場合には非常にそれが言いづらくなります。「松山支部の役員については、本会役員と兼任しては駄目だ」ということを、常々、ずっと言ってきましたけれども、それがなぜかいうと、こういう事態に起こるわけです。大洲支部とか、八幡浜支部みたいに支部会員が20名ほどしかない支部については、本会役員と支部役員を兼ねざるを得ない、人員が少ないですから。そういう支部と同等の扱いを松山支部で考えてもらっては困ります。健全な会を運営するのと、当たり前の主張をするのとはまた別の問題です。来年度には、是非それをしてほしいと、今回強く発言させていただきます。

【支部長】

議長。

【議長】

はい。

【支部長】

支部長の久保です。会長が、今日いらっしゃってますので、非常に申し上げにくいことではありますが、支部長会議は、支部長会は、昨年度は1回しかありませんでした。通常2回あるところが1回だったので、何も申せません。というところと、「松山支部だけこうしてほしい」と言うと、他支部との均衡がってということで、「松山支部だけ特例か」とって他支部から非常に苦情が出ます。それは、歴代の支部長さん、会長さん、経験されてると思います。

支部としては、本会が作られた規程、支部が無料相談をしたときに請求できると、こういうところを作られたので、ここで請求することも検討させてもらってます。そうすると、本会の財政はどうなるか、これはもう本会で検討していただくということしかないんですが。一番お願いしたいのは、本当に門田会員が言っていただいた、「松山支部への助成金は少ない」というのが、一番顕著なのは無料相談会です。本会からの依頼で協力をさせてもらってる松山市の無料相談会。これ、決算で出させてもらってますけど、助成金は10万円なんです。松山支部としては、19名から20名ぐらいの相談員をお願いしてます。これで、松山支部規程で旅費日当を支給させてもらってますけど、皆さん一日中、丸1日です。午前9時から5時まで、4時半くらいには、もう片付けますけど。その間、飲まず食わずではできないので、支部からお茶、お菓子、いろいろ提供させてもらいます。そういうことをすると、正直言って、本会からの10万円では赤字が出ます。そういうこともあるので、検討はしていただきたいんですけど、逆に、支部からのお願いもあります。

皆さん、4月20日と10月20日に、前期後期の会費の納入があります。これは引き落としです。4月の末までに、もう一回、引き落としがあるとか、振り込みの方、持参の方とかは、4月の30日、10月の30日までが納入期限ですよというお知らせは来てますけど、それを遅れると、一気に入ってこないんですよ還元金が。だから、皆さん、人間ですから忘れることもありますけど、もう極力、本会から通知が来たときには、早めに引き落としの方は通帳に入れていただくと、ここから、会員の皆さんから一つずつ協力を得たいと思っておりますので、こちらからのお願いもよろしく申し上げます。門田会員のご意見は貴重なご意見でありありがとうございます。会長、よろしく申し上げます。

【山本会長】

はい。

【議長】

ありがとうございます。他にご意見はございませんか。ご意見も出尽くしたようですので、採決の機が熟したと考え、質疑を打ち切り挙手による採決をいたします。まず、第1号議案について採決を行います。それでは、第1号議案について、棄権の方、挙手をお願いいたします。

次に、反対の方、挙手をお願いいたします。

それでは、賛成の方、挙手をお願いいたします。

はい、下ろしてください。議場は賛成多数と判断しております。なお、第1号議案に対する議決権行使書の数を報告いたします。賛成103票、無効が6票となっております。賛成多数により平成29年度事業報告については原案どおり可決されました。

第2号議案の採決に移ります。第2号議案に対して、棄権の方、挙手をお願いいたします。

次に、反対の方、挙手をお願いいたします。

続きまして、賛成の方、挙手をお願いいたします。ありがとうございます。賛成多数と判断いたします。第2号議案に対する議決権行使書の数を報告します。賛成103個、無効が6個となっております。これにより、賛成多数により平成29年度決算報告については原案どおり承認可決されました。

第3号議案、第4号議案を一括して付議させていただきます。執行部、お願いいたします。

【支部長】

議長。

【議長】

はい。

【支部長】

支部長の久保です。皆様には事前に議案書をお送りしてしますので、今年度、30年度の事業計画の基本方針っていうのは、ご覧いただいていると思います。この中で、私どもが一生懸命これからまた30年度もやっていきたいと思ってることについてご説明させていただきます。先ほどの冒頭の挨拶で述べさせていただきましたが、行政書士の仕事っていうのが地域密着じゃないかと、いつも思っております。そして、行政との懸け橋、役所との協議、こういうことに力を入れて今年度も進めてまいりたいと思っております。いろいろ、東温市、松前町、それから伊予市の無料相談を行っておりますが、それに加えて、外国人の無料相談も始めました、昨年度から。

そして、今年は、松山市が今、地籍調査をしていますけど、松山市との協力もしていきたいと思っております。それは、最低限、行政書士にできる協力をとということで、松山市ともお話しさせていただきます。松山支部が中心になってさせていただく予定であります。これは、地籍調査で、戸籍が、所在不明、所有者の相続人が不明とか、こういう形がもう山間部なんかはとても多いということで、地籍調査をした後、市役所の用地課は戸籍を集めていくわけですが、「複雑な戸籍について相談をさせてほしい」というような要請もありましたので、それについては協力体制を取りたいと考えております。

そして、先ほどの事業計画でもありました、これは正確に言わせてもらうと、『にっぽん』政策金融公庫だそうです。「にほんじゃない」って、支店長が何度も言いますので、『にっぽん』政策金融公庫と言わせてもらいますが。昨年、研修会をさせていただいて、懇親会の席でも非常に友好的なお話をいただきました。その後も、課長がたびたび、私の事務所にアポなしで突然やって来られまして、「いろいろ、これからも協力をさせてほしい」とか、「協力体制を取ってほしい」と言っています。また、研修会も、この前、昨年度は概略的なお話でしたけど、「融資の事業計画だとか、実務的なところ、これの研修もできるの、1時間とか1時間半とか、短い時間でもいいですので、また検討していただいけませんか」なんていうことも、先方から言っています。

こういうことについて税理士会さんが日本政策金融公庫と定期的に意見交換をしているようなんですけど、「行政書士会ともさせてほしい」との提案いただきましたので、今年度は、この総会が終わって落ち着いて、先方の方も、4月に若干、異動があったりして、「そういうのも落ち着いたらやりませんか」ということで言っています。これは、会長にも、一応、事前にご報告申し上げて、会長も「参加をしたい」と言っていますので、私たち役員と会長とで意見交換をさせていただく予定になっております。そういうふうに、本会とは別で、松山支部っていうのは、本会のように母体が大きくないので、理

事会も定期的に行いますし、意見のスピードも速いので、まとまりも早いですから、積極的に、どんどん広報活動を兼ねて、行政書士の宣伝、それからアピールをやっていきたいと思ってます。

日本政策金融公庫の方も、行政書士の業務内容っていうのをあまりご存じなかったようで、非常に近いんだと、日本政策金融公庫の業務内容に協力していただける業務内容なんだっていうのを認識していただいたみたいなので、皆さん、お客さまが起業されるとか、資金融資のご相談を受けたときなんか、日本政策金融公庫に相談に行っていたら、「行政書士です」と言っていたら、向こうも友好的にやっていただけるんじゃないかと思っております。そういうことも含めて、今年も、4項目書かせてもらいました。一番、私たちがアピールするだけじゃなくって、役所の方からも、先ほど言いました、建設業係との意見交換でもありました、言われたんですが、行政書士としての品位を保っていただきたい。

お互いに、腹立つこともあるかもしれないし、意見の食い違いがあるときもありますけど、暴言を吐くようなことのないように、それから、資格者として仕事をするわけですから、何も分からないんで1から全部教えてくださいっていう態度で来られる方もいらっしゃるみたいなので、申し訳ないけどある程度は勉強して行っていただきたい。そのためにサポート相談員制度がありますので、どんどん活用していただきたいとそういうふうに思ってます。

一生懸命、私たちも、渉外活動をして、皆さんのために、何か仕事を、公共的な仕事が入ってくると一番いいなって思ってるんですけど、行政書士として、調査士会さんみたいに公共嘱託とか、そういう業務的なものはなかなかないところがあります。だから、それでも何か方法はないかなということで、こちらがアピールして、役所のほうにこの業務は行政書士じゃないかっていうのを、行政書士がする業務でしょっていうのを、まず認識していただくよう努力しておりますので、皆さんのご意見、先ほどから参考になるようなご意見をいただいておりますので、ご意見があれば、どしどし私の所にファックスとか、直接電話でもいいですので、いただければ、この今年度の事業活動に役立たせてもらいたいと思いますのでよろしくお願いします。

【議長】

ありがとうございます。

【宮川理事】

いいですか。

【議長】

はい。

【宮川理事】

宮川です。では、第4号議案についてご説明させていただきます。

(宮川理事、議案書に基づいて説明)

【議長】

ありがとうございます。以上で執行部による議案の趣旨説明が終了しました。これより質疑応答に移ります。まず、質問のある方、お願いします。

ないようですので、次に、ご意見をお受けします。はい。

【幸後洋子会員（以下、幸後会員）】

失礼します。幸後と申します。今、建設業のほうで中予地方局さんの方といろいろと協議をされてるということですが、農地転用もいろんなお話、苦情があったりとか、聞きますので、できれば各市町、松山市、それから周囲の松前町、伊予市関係も意見交換をしていただいて、行政書士が、本当にきちんと仕事をしている、できる行政書士を育てていただくようにしていただきたいと思えます。以上です。

【支部長】

議長。

【議長】

はい。

【支部長】

ありがとうございます。支部長の久保です。まず、県知事許可なので、これも中予局の農政の方へまいりました。農政は、何か各市町の農業委員会で問題があれば受けますよということで、個別の案件については各市町ってことなので、それも検討しないといけないんですけど、各農業委員会で対応が若干違うところがあるし、添付書類も違うところがあるので、なかなか難しいところがあって、昨年度は、そこまではできておりません。

あと、産業廃棄物の収集運搬とか処分業とか、産廃の係で、皆さん苦勞されてると思いますので、ちょっとそちらのほうは、私どもの都合と向こうの日程が合わなかったことと、それから、課長が定年退職されるということでお話いただいていたので、今年度で開催する、開催というか意見交換をする予定です。そのお話を持っていったときに、非常に向こうがなんかびびってました。びびってましたっていう言葉は、ちょっと使うといけませんけど、非常に警戒されて、「なんでしょう」っていうような、警戒心を持たれてましたけど、「いや、単なる意見交換ですよ」っていうことで、向こうは受けていただいておりますので、今年の6月、7月ぐらいにはやりたいと思います。そういうところで、順次頑張っていきたいとは思いますが、なにせ各市町の農業委員会まで広げると、なかなかスタッフも大変なことがありますので、できる限り頑張っていきたいと思います。よろしく申し上げます。

【議長】

他にご意見はございませんか。

【河村佳和会員（以下、河村会員）】

議長。

【議長】

はい。

【河村会員】

河村です。今、ちょうど農業委員会の話が出たんで、農業委員会の話と、外国人の話と、二つしたいんですけど。仕事で農業委員会さんの方に行ったときに、相談に来られてる一般の市民の方がいらっしゃって、いろいろ相談されて。一般の方だと、専門的なことまで分からなくて、農業委員会のほうも、結構、戸惑って。最終的には、「こういうことであれば専門の方例えば行政書士さんの方にご依頼されるという選択肢もございますよ」っていうのを提案していただいている場面、僕、何回か見てるんですよ。そういうふうにご協力もいただいているんで、わざわざ回る必要もないと思うんですけども、そういうふうにご協力、ご理解いただいているところもありますので、近くに寄った際には、ちょっと顔出して、「いつもご協力ありがとうございます」ぐらいは言っていたら、もっとより良い関係、どんどん築いていけるんじゃないかなと思います。

あと、外国人の方なんですけれども、今、力を入れてる事業として、外国人の相談員制度ということで、今、やっていますけれども、相談員の数が、まだ少

ないと。これをどんどん増やして、相談も増やして、業務につながるようになっていって、今、重点課題としてやっていらっしゃるといことなんですけれども。このまま、うまい具合に、相談がいっぱい来ました、仕事にもいっぱいありますっていうふうになったときに、受けられる行政書士は誰ってなったときに、今、限られてると思うんですね。相談を受ける機会を増やすのであれば、受け皿として、それを受けられる行政書士の方も増やしていくっていうような計画の方も少し、同時に進めていかれてはいかがかなと。具体的に言えば例えば申取を持たれる行政書士さんが増えるように、そういった研修の方をされるとか、相談の増加、相談員もしくは相談を受けて業務の方ができる行政書士の方、両方の増加をできるようにされてはいかがかなと思います。以上です。

【支部長】

議長。

【議長】

ありがとうございます。

はい。

【支部長】

支部長の久保です。河村さん、ご意見ありがとうございます。多分、幸後会員が言われたのは、市町の農業委員会との連絡というか、協議なので、行ってご挨拶っていうのはまた違った意味だと思いますので。それはそれで、私、出しに行ったときとかは、ちゃんご挨拶もしてますので、それとは別のことだと認識してますのでそれは引き続き検討してやりたいと思います。

それから、外国人については、外国人の方が、申取持つてる方だけの内容ではないと、相談が。そういうことなので、そうじゃない方とのセットとかっていうことも考えて、ペアをさせてもらってます。申取については、私たちが研修するとかっていう問題じゃなくて、申取を受けた方は、順次、更新講習とか、全部研修があるわけですので、そちらで頑張ってください知識を付けていただくことをお願いするしか、私の方ではないと思います。以前、支部で入管の研修を、高松の首席に来ていただいてやりましたので、ああいうことも、それを想定して、皆さん入管っていうのはこういうものがあるんですよ、申取持つてなくても、単なる、車買うだけ、家を買いたい、喫茶店やりたい、事業をやりたい、会社つくりたい、それは普通の日本国籍の方とは違う手続きが要るんですよ、それを頭に入れとかなないと相談を受けたときも、なかなか明快な答えが、回答ができないんですよっていうことを認識してもらいたくて、あの研修

はしました。

だから、またそういう機会があれば、またそういう研修もやりたいと思っておりますので。私たちが一番気を付けないといけないのは、無料相談をする、相談員になるっていうことも、なっただくことは、増えることは大事なんですけど、誰でも相談員になっただくっていても、一言、私たちが回答したことが、違う方向だったり、間違っていたりしたら、大変なことになるので、その辺は、その業務に精通した方とか、ベテランの方とか、それと、ある程度、まだ経験は浅いけどこれから勉強していただきたい方っていうペアを組ませてもらうようにはしています。

それとか、建設業には詳しい、でも、農地法は分からないとか、農地法は分かるけど建設業はしてませんよ、産廃はしてませんよっていう方だと、いろんな、事前にこういった内容っていうのはいただけてますけど、予約の申し込みのときに。だけど、それなりのペアにさせてもらってるつもりです。なので、皆さん、これからもご協力はよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

【議長】

他にご意見はございませんか。先に、はい。

【能田雅雄会員】

能田です。支部長の事業計画の中で、「行政との懸け橋、そういう役割を果たしたい」ということおっしゃっていただけてるんだが、その中身も、ちょっと先ほどの農業委員会等との関係の発言とか、皆さんのご意見聞いて感じたんですが、農業委員会の委員の選挙が、公選制から市区部長の指名制に変わりましたですね。その中で、それから、適正化何とか検討委員会とかっていうの、松山市なんかもできたりしてるんで、そういう所にも、行政書士としてお役に立てないかっていう打診をしたらいいんじゃないかなっていうふうに思うんですけど、その辺、なり手がないうというのがそれぞれの県下でも多いらしいんで、職域として提案できることなら行政との関わりを強めていく一つの手だてじゃないかなと、そんなふうに感じますので、もし検討できれば、その点も合わせてご検討いただけたらと思います。

それと、去年度だったんですが、松山市の空き家対策のアンケート調査の依頼が来て、皆さんの所にも松山支部からメールが行ったんじゃないかなと思うんですけど、空き家についても、先ほどの指摘の地籍調査とマッチングさせて、一つ仕事の内容になるんじゃないかなっていうふうな気がするんですが。その辺りも合わせてご検討いただけたらと思います。この点は検討していただくと

いうことだけで結構です。以上です。

【支部長】

支部長の久保です。空き家対策については、これは、本会が事業を、松山市と協議をされてますので、ちょっとこれは支部とは違う話になります、申し訳ないですが。農業委員さんの関係は、農業委員会を通じてっていうことになると思います。農業委員さんの数って、ものすごい人数なので、推進委員さんを含めると膨大な数になりますので、それをなかなか、1か所にいらっしゃるわけじゃないので。その辺はまた検討課題として参考意見を承っておきますので、ありがとうございます。

【議長】

はい。幸後会員。

【幸後会員】

幸後です。これも、一つ、お願いにはなるんですけども、実は他の単位会で、例えば建設業の所で、係で、建設業をやってる方のお名前が張ってあって、もし窓口に来た方で分からない方がいらっしゃれば、「そちらの方に行政書士の名前がありますので、その方たちに連絡を取ったら」というようなことで紹介されてる所もあるようです。まだ、松山なんかでも、要は、「行政書士を紹介してほしい」と言っても、役所の方は、当然、お名前を誰か1人という形で出すことができないと思いますので、そういったものを検討していただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

【支部長】

議長。

【議長】

はい。

【支部長】

支部長の久保です。建設業の関係については、以前に松山支部から、建設業相談員制度、これを設けてご案内させてもらってます。建設業係としては、名簿を置くとか、「この人、詳しいですか」って言われても答えられないです。松山支部会員の名簿をそのまま置いてても、「それは見せられない、個人情報です」っていうことですし。そのために建設業相談員っていう制度を設けて募集をさ

せてもらったんです。ちょっと記憶にないかもしれませんが。今は、建設業係と協議をして、そういうふうに相談のあった人は松山支部を紹介してもらうことになってます、まずは。なので、窓口に行ったときは、担当者が、建設業係の人が聞き取りをして、その内容を私の所にファックスをくれることになってます。ファックス来たら、近い人とか、順番でとかいろいろありますが、建設業の相談員の方に、「こういうのが入りましたからお願いします。お話、聞いてあげてください」っていうことで、担当者を、配属じゃないですけど、相談に行ってもらって連絡をしてもらうようにしてます。

そういう体制は取ってますので。相談に来て、「1から10まで教えてください」って言って、一般の方は、建設業係に行くわけですけど、その時間を取られるのが、もう業務が全然手に付かなくなるので非常に困るっていうことで、私たち、協力体制をとらせてもらってます。だから、是非、その相談員に応募していただければと思いますけど。そういう体制はとにかくとってますので、まず、松山支部長の所に連絡が来るようにいうことで、「非常に助かってます」っていうことでは言っていたんですけど、このところ、全然ないんですよ。あそこに岡田監事がいらっしゃいますけど、2回ぐらいそういう相談があつて行っていただいて、全然、お話にならなかってまとまらなかった。これは名義貸しよねみたいな感じの方だったりとか、無料で行っていただいて非常に申し訳ないことになってますので、今年度からは旅費日当を出させてもらうように、予算はちょっと組ましてもらってます。ということで、ご理解いただければと思いますが。

【議長】

はい。

【幸後会員】

すいません、ありがとうございます。幸後です。今のお話なんですけれども、一応、お仕事ということで行くのであれば、相談ではないので、旅費日当っていうところはあまり関係ないかなというのは感じます。それと、今、私も、相談員制度はあるのは知ってましたが、そういう形で役所とやり取りをしてるっていうのは全然知りませんでしたので、そういったところは会員に対してちゃんと周知をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

【支部長】

議長。

【議長】

はい。

【支部長】

はい、ありがとうございます。支部長の久保です。いや、皆さんに周知をさせてもらったつもりではいたんですけど、募集をかけさせてもらったので。だから、さっき言われたように、無料相談っていう形で最初スタートしました。仕事につながるだろうっていうことで、無料相談みたいな形で、無料をお願いしますねって、お仕事につながったらちゃんと報酬があるでしょっていう形でスタートしたんですが、あまりにも、お話だけで終わってしまうことがある。建設業っていうのは、出向かないと、事務所、見させてもらわないといけないんで出向いていくと、その労力、無駄に、もう、何回か続くと。続かなかった、仕事につながらなかったときは旅費日当を出させてもらいたいというところで予算を立てさせてもらってます。お仕事につながったときには、もう、報酬とさせていただけるので、旅費日当の話ではないと思っております。

【議長】

はい。他にご意見ございませんか。

【河村会員】

議長。

【議長】

はい。

【河村会員】

河村です。今の建設業の相談員制度について、ちょっと補足っていうか、皆様にご周知とお願いとしたいんですけども。僕も、この相談員の制度に入ってます、メインの相談員の方とサブの相談員の方がいて、ペアで必ず行くようになってます。メインの方は、もちろん、もう、建設業ばりばりでやってて、どんな質問が来ても、ぱっと即答できるようなベテランの方がそろってるんですけども、サブで付く人間が僕しかいないんですよ。2人ペアで必ず行くんで。メインの方は、その相談される方の地域なり何なりでローテーションできるんですけど、サブが僕しかいないんで、毎回、僕が行くということになってますんで、新人の方も、今日、ご参列いただいていますし、建設業やりたいなっていう方もいらっしゃると思うんで、是非とも、どんどん応募していただければと

思います。

それと、あと、去年、相談が少なかったっていうのは、一昨年、相談が多かったから立ち上げたんだけど、去年、少なかったっていうんですけど、今年、指名願いが年末にありますんで、一昨年と同じぐらいの相談が来るんじゃないかなみたいな話も、建設のグループで話が出てますので、恐らく、今年は増えるんじゃないかなと思ってますので、皆さん、どしどし応募して、支部のこういったことにご協力いただければなと思いますので、ご提案ということで、よろしくをお願いします。

【議長】

他にご質問はございませんか。

【門田会員】

いいですか。

【議長】

はい。時間が迫っておりますので、できましたら手短にお願いいたします。

【門田会員】

門田です。予算案の件なんですけど、先ほど、山岡会員が、いわゆる繰越金について「おっき過ぎるのではなからうか」というふうな発言がございましたですよね。それをどうするかっていうことの一つの考え方なんですけど、いわゆるかつかつの予算で、数万円ずつ切り崩してるといようなんが現状ですよね。本会の方では、災害対策の、対する予備費というか、積み立てをするように、考え方しとります。

本会のこの後の総会の際に会長から発言があらうかと思うんですけど、いわゆる数千万単位の予備費をいうか、積立金をしなければならいだろうというふうな考え方を持ってますので、松山支部としても何らかの名目で予備費的な積立金をすれば、いわゆる差額の180万ぐらいの金額が、ぐっと圧縮されて、それに見合う数字になっていくんやなからうかと思えます。いわゆる数字のテクニック上の問題なんですけど、そういうふうにすれば、バランスが取れていくんではなからうかと、積み立てをすることによって健全な支部運営ができていくんではなからうかと思ひまして、ちょっと思い付いたので発言させていただきました。

【支部長】

支部長の久保です。ありがとうございます。本来、私たち支部も、もう日本中、地震国ですので、「南海トラフが近々にはあるだろう」とか、いろんなこと言われてますので、それについては、慶弔規程で災害見舞金っていうのがあります。これについての積立金っていうことも、支部としてははしくいっていうところがあって。慶弔規程の慶弔費は、今は、お香典とか、出産祝いとか、その辺でしか想定しておりません。もし災害が起きて災害見舞金を支給するってなると、どこでどうするかっていうと、その辺りでさせてもらうしかないかなとは思っておりますが、これを積立金としていいのかどうかっていうのは、代わります、すいません。

【宮川理事】

会計担当の宮川です。門田先生がおっしゃっていただいたのは、要は、一般会計から特別会計に振り替えといて、この一般会計の残高は減らしといて、災害対策なり何なり、名目は、またこちらで考える必要はあると思うんですけど、別枠で置いといたら、何かのときに使うお金として置いといたら、ここの繰り越しの残高の180万っていうところからは、たちまちのけることができますよっていう、そういうご指摘ですよ。ありがとうございます。また支部で、その点も含めて、本会でどんなふうにされてるのかということ、まずは確認させていただいた上で検討してみたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

【議長】

他にご意見はございませんか。

【山岡会員】

山岡です。今、宮川理事さんの説明、専門で、私も、今言われた、門田会員さんの話から、特別会計の設置で会計上はクリアできるよなっていうか、逃げ切りはできるよねっていう、繰越金が大きいのよねっていう場合に。ただし、そのときに、法人で特別会計の目的が明確でない場合には、単なる預貯金の含み資産よねっていう判断で、今度、税法上の問題のことも懸念せんといかんで、その辺りは宮川理事さんの方が専門なんで。特別会計にやるときに、税法上の問題があるのかないのかは、十分、検討してやるようにしていただいたらと思ひますが。以上です。

【宮川理事】

山岡先生、ありがとうございます。はい。専門的な知識を存分に生かして、

支障がないようにしたいと思います。ありがとうございました。

【議長】

他にご意見ございませんか。それでは、ご意見も出尽くしたようなので、採決に移りたいと思います。

第3号議案の採決を行います。まず、棄権の方、挙手をお願いします。

次に、反対の方、挙手をお願いします。

それでは、賛成の方、挙手をお願いいたします。ありがとうございます。場内、賛成多数と判断いたします。この3号議案に関する議決権行使書の内容をお知らせします。賛成が103個、無効が6個。これにより、第3号議案、平成30年度事業計画については原案どおり承認可決されました。

次に、第4号議案について採決を行います。まず、棄権の方、挙手をお願いします。

反対の方、挙手をお願いします。

それでは、賛成の方、挙手をお願いいたします。ありがとうございます。場内、賛成多数と判断いたします。この第4号議案に関する議決権行使書の内容ですが、賛成が103個、無効が6個となっております。これにより、第4号議案、平成30年度予算については原案どおり承認可決されました。

【議長】

ここでトイレ休憩を挟みたいと思います。時間が迫っておりますので、5分間の休憩をお願いいたします。ただ今、私の時計では4時33分なんですけれども、済み次第、速やかにお戻りいただけたらと思います。休憩に、お願いします。

(休憩)

《 再 開 》

【議長】

審議を再開します。第5号議案を付議いたします。

【支部長】

はい、議長。

【議長】

はい。

【支部長】

支部長の久保です。「愛媛県行政書士会松山支部役員選任に関する規程の一部改正（案）」について、趣旨説明させていただきます。「愛媛県行政書士会松山支部本会役員等候補者の選出に関する規程」が、平成26年5月17日施行されたことにより、「愛媛県行政書士会松山支部役員選任に関する規程」平成18年5月13日施行のと、2種類の選挙に関する規程が存在することになっておりました。これで過去2回、松山支部長、それから、本会選出の役員の選挙を実施させていただきましたが、そのときの選挙管理委員の方、非常にご苦労された。二つの規程があるもんですから、両方見比べて、こちらは支部長の選挙、こちらは本会選出の役員の選挙、これで非常に混乱されたようで、このご意見をお二人から、その都度、いただいております。それで、どうしたら一番いいのかなということはずっと検討してまいりました。そしたら、一つにまとめてすっきりと選挙規程を作ったほうがいいんじゃないかということで、この改正案を上程させていただきました。よろしくお願ひします。

【議長】

これより質疑応答に移ります。まず、質問のある方、いらっしゃいませんか。
はい。

【幸後会員】

幸後です。すいません、新旧対照表の方で、現行と改正案ってありますが、改正案の所、一番最初、「愛媛県行政書士会松山支部における支部役員を選任及び本会役員等の選出に関する規程（案）」とありますが、この（案）は付けてるとそのままになりますので、この（案）は取らないといけないんじゃないでしょうか。

【支部長】

はい、議長。

【議長】

はい。

【支部長】

支部長の久保です。これは、あくまでも、今回、通ったら消えるかなと思って、案とさしてもらってますが。違いますか？

【山岡会員】

議案案件としては、案は要るんだけど、改正法令として出したときには、案は削除、要らない。

【支部長】

改正法令ではでしょ。

【山岡会員】

いや、だから、議案として出す、議題の名前では（案）なんですね。

【支部長】

はい。

【山岡会員】 けども、法令の、規則の、あれのときには、もう削除して。

【幸後会員】

ここは削除しとかないと。

【幸後会員】

はい。

【議長】

はい。

【幸後会員】

すいません、幸後です。説明の仕方が悪かったと思いますが、改正案の所で。改正案の中で、要は、左側の所、ここに（案）があると、このままで通ってしまいますから、これは削除すべきだと思います。

【支部長】

議長。

【議長】

はい。

【支部長】

支部長の久保です。分かりました。すみません。新旧対照表の、表の中のことでですね。はい、分かりました。すみません、皆さん削除をしてください。はい、申し訳ありませんでした。

【議長】

他に質問はございませんか。次に、ご意見をお受けします。ご意見はございませんか。ご意見なども出尽くしたと判断し、質疑を打ち切り、挙手により採決いたします。

第5号議案、採決。「愛媛県行政書士会松山支部における支部役員の選任及び本会役員等の選出に関する規程」の改正案について採決を行います。まず、棄権の方、挙手をお願いします。

反対の方、挙手をお願いします。

それでは、賛成の方、挙手をお願いします。ありがとうございます。場内、賛成多数と判断いたします。この議案に関する議決権行使書の数を報告します。議決権行使書は、賛成が103個、無効が6個となっております。よって、第5号議案、「愛媛県行政書士会松山支部における支部役員の選任及び本会役員等の選出に関する規程の改正（案）」については原案どおり承認可決されました。

次に、報告事項1、報告事項2について、第5号議案に関連する事項といたしますので、「愛媛県行政書士会松山支部選挙管理委員会施行細則の改正」についてと、「愛媛県行政書士会松山支部選挙事務取扱要領の廃止」については、執行部から一括して報告してください。

【支部長】

議長。

【議長】

はい。

【支部長】

支部長の久保です。この改正案を、先ほどの改正案が成立したということで、認めていただいたということで、それに伴って、松山支部選挙管理委員会施行細則これを設けました。これは、報告事項2の選挙事務取扱要領と、2種類、いろんな手続きの細かいところを規程を設けておりましたが、これを、規程と細則とにきちんと振り分けて整理をしたつもりです。これでも実際、また、来年は選挙の年ですけど、やってもらって、そのときの選挙管理委員会の方、委員長の方が、いろいろ不備があるとは思いますが、その都度、また提案いただいて、支部長への意見として報告いただいて、また不備の所は、実際やってみないと、机の上でこうやって文書だけではなかなかうまく運用できないところもあるかと思しますので、これで整理をさせてもらいました。手続要領は、それに伴ってまとめましたので廃止ということです。よろしくお願ひします。すみません、これは報告事項で、理事会承認でもうこれは成立しておりますので、ご報告だけです。

【議長】

ありがとうございます。

以上をもちまして、本日、予定されている議事は全て終了しました。不慣れゆえ、皆様にご迷惑をおかけすることも多々あったかと思いますが、どうぞご容赦のほど、よろしくお願ひします。本日の総会が比較的スムーズに進行できたのも皆様のご協力のおかげです。ご協力、本当にありがとうございました。これにて議長を降ろさせていただきます。

【司会者】

東悟会員、ありがとうございました。もう一度、議長を務めていただいた東会員と、副議長を務めていただいた木口会員に、拍手をお願いいたします。

それでは、閉会の言葉を、和田修副支部長、よろしくお願ひします。

【和田修副支部長】

以上をもちまして、平成30年度愛媛県行政書士会松山支部総会を終了させていただきます。ありがとうございました。

【司会者】

これにて、平成 30 年度愛媛県行政書士会松山支部定時総会を閉会します。

以上、午後 5 時に議事を終了した。

上記の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、議長及び議事録署名人は、下記に署名押印する。

平成 30 年 5 月 12 日

議 長 _____ (印)

議事録署名人 _____ (印)

議事録署名人 _____ (印)